

平成30年7月5日開催

第13回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） 皆さん、定刻になりましたので、これから第13回農業委員会総会を開催したいと思います。お暑いところ、皆さんお疲れさまでございます。

それでは、早速ですけれども、挨拶を今井会長からよろしくお願いいたします。

○会長（今井 隆） 皆さん、こんにちは。きょうは、幾分太陽が陰っていますけれども、ふらふらして。特に湿度が高いということで、不快指数、自分では100以上の気持ちでいるのですけれども、それにしても、毎日暑い日が続いて、こういう日は皆さんも、農作業等くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

ところで、話変わりますけれども、きょうの総会をもって昨年の7月からの新たな体制になってから、1年が経過するわけですが、調査班の班長さん、副班長さんは今回で最後です。また、来月は、きょうの総会の内容にもございますけれども、各班の班長さん、また副班長さん決めていただきまして、また特に班長さんには運営委員会に入らせていただきまして、いろいろとご相談等、会議等ございますけれども、そのときはまたよろしくお願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、ただいまから第13回農業委員会総会を開催させていただきます。

それでは、会長のほうから議事の進行をよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第13回の農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、出席状況を報告させていただきます。きょうは、皆様ご承知のとおり、職務代理の塚越さんが欠席とのことでございます。ということで、本日の出席委員は、全員25名のところ24名であり、半数を超えておりますので総会は成立します。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命について、議事録署名委員を皆様に指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ご報告申し上げます。今回は、議席番号、2番、津久井一義委員さん並びに24番、新井元委員さんの2名を指名いたします。なお、書記の任命については、事務局の高橋主事を任命いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事進行に入らせていただきます。

なお、議事に入りますけれども、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてご発言をお願いいたします。また、毎回申し上げますけれども、携帯等鳴らないようによろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 取消願の内容につきましては、農地法第5条許可、平成28年7月22日許可、高農委指令第1185号でございました。契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、取り消し理由につきましては、ほかの土地に住宅を建築したためとのこととでございます。また、取り消し後の新たな5条許可申請が提出されております。議案書17ページ、ナンバー10が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願につきましては、1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

では、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容につきましては売買、転用の目的は一般住宅及び道路用地でございまして、平成28年4月22日許可、高農委指令第1014号でございました。変更の理由につきましては、仕事の都合により地元に戻れなくなったためとのこととでございます。変更後の契約の内容につきましては売買、転用の目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという申請でございます。なお、計画変更後の新たな5条許可申請が提出されております。議案書16ページ、ナンバー8が関連案件でございます。

2番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は店舗併用住宅でございます。平成12年7月17日許可、群馬県指令西農第818号でございます。変更の理由につきましては、店舗での事業計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては

は、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいとのこととでございます。計画変更後の申請につきましては、議案書18ページ、5条許可申請、ナンバー14が提出されております。

3番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は鶏卵倉庫兼作業所でございまして、昭和55年5月19日許可、群馬県指令西農第1697号でございました。変更の理由につきましては、資金不足により当初計画を実行できなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書23ページ、ナンバー39が関連案件でございまして、また、変更後の計画につきましては、本件ナンバー3の土地と、次のナンバー4の土地を一体で利用する計画でございまして、次のナンバー4も関連案件とさせていただきます。

4番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は倉庫及び作業所でございまして、昭和55年1月24日許可、群馬県指令西農第184号でございました。変更の理由につきましては、資金不足により当初計画を実行できなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいとのこととでございます。関連案件につきましては、先ほどご説明させていただきました計画変更申請ナンバー3と計画変更後の5条許可申請の議案書23ページ、ナンバー39でございまして、

5番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、昭和60年7月18日許可、群馬県指令西農第1601号でございました。変更の理由につきましては、許可を得たが現在の自宅に引っ越すことが決まり計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいとの申請でございまして、また、計画変更後の申請につきましては、議案書25ページ、5条許可申請ナンバー48が関連案件でございまして、

6番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅及びアトリエ用地でございまして、平成11年4月16日許可、群馬県指令西農第138号でございました。変更の理由につきましては、会社勤めになり移住の計画がなくなったためとのこととでございます。変更後の計画につきましては、契約内容は売買、転用目的は太陽光発電設備設置用地でございまして、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいとの申請でございまして、また、関連案件といたしまして、議案書26ページ、5条許可申請ナンバー50が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては6件でございます。ご審議のほ

どよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

ないですか。

異議がなければ承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、公共事業で経営農地の一部が収用されたため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は売買、自宅に隣接する申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、経営移譲した農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一世帯からの申請でございます。

7番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては7件でございます。この7件につきましては、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

いくつか。農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという。これは、売買とかあるのだけれども、大体幾つぐらいの年齢の人なんだろうね。経営拡大するというものだから、そんなに年ではないと思うのだけれども。吉井が多いよね。

○事務局 吉井町については、1番と4番が60代の方になりまして、2番と3番の方は80代の方になりますが、50代の息子さんがおりまして、一緒に農業をしているとのことでございます。

○会長 それならいいけれども。

○11番高田委員 済みません。

○会長 はい。

○11番高田委員 5番と7番の相場、坪、反当たりどのくらいで動いているのでしょうか。金額的にはわからないですか。

○会長 どうぞ。

○事務局 5番の棟高町ですけれども、2筆ありまして、500万円ということになっております。

○会長 両方でね。

○事務局 はい。面積では2反ぐらいですか。

○事務局 済みません。7番の価格なのですけれども、そちらは180万ということでございます。

○会長 いいですか。

○11番高田委員 はい。ありがとうございます。

○会長 ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地法以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 自宅の庭として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして、宅地898.97平米と一体利用の計画でございます。なお、是正申請のため始末書が提出されております。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちらにつきましては、原野518平米と一体利用の計画でございます。

10番 保留でお願いいたします。

11番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという庭用地の申請でございます。宅地353.60平米と一体利用でございます。なお、用途指定区分があり、第一種中高層住居専用地域でございます。また、是正申請のため始末書が添付されております。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては12件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。ということで、10番が今回は保留ということで、10番を除き皆さんに審議していただきたいと思っております。

また、先日、事前協議のときに、毎回毎回、吉井地区からこの太陽光の申請が多く出ているということで紋谷委員さんからちょっとご発言がございまして、場所というか、詳細な資料をつけてほしいということなので、次回からそんなことで。また、来月も同じぐらい出るのですよね。

はい。だから、これだけ出て、どこの場所でちょっとわからないというので、もうちょっと細かな資料をお願いしますという要望がございましたので、次回からはそのようにしていきたいと思っております。

それでは、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第5号に入ります。

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約の内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、山林995平米と一体利用の計画でございます。なお、関連案件といたしまして、議案書20ページ、5条許可申請、ナンバー27が提出されております。関連案件の目的でございますけれども、こちらの太陽光発電設備設置のための工事用地の申請となっております。詳細につきましては、あわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

また、申請地目に山林とございますけれども、こちらは農地台帳に登載されている農地でございます。

それでは、審議資料のほうをご覧くださいと思います。別添、農地法第5条許可申請ナンバー1 審議資料をご覧ください。

1枚目は位置図でございます。申請地は、赤く縁取られたところが申請地、真ん中あたりでございますけれども、高崎市立多胡小学校から南西に650メートルに位置しております。

2枚目をご覧ください。案内図でございます。申請地は、真ん中より少し左になりますけれども、赤く縁取られた部分でございます。申請地は、山の斜面に位置しております。北から南に下がっていくような斜面になるのですけれども、東がご覧のとおり介護施設になっておりまして、それ以外は山林に囲まれているような状況になりまして、生産性の低い第2種農地に該当すると考えられます。

続いて、3枚目をご覧ください。公図でございます。こちら、縦にご覧いただきたいのですが、縦で見ますと、上が北側になります。こちら赤で縁取られたところが申請地の筆になりまして、もともとは、桑園だったということなのですけれども、もう養蚕をやめて伸びて荒れているような状態だったのですけれども、現在は抜根されて休耕地というような状態になっております。

東の筆、先ほど地図で見ていただいたのですけれども、介護施設がありまして、申請地よりも一段、大分下がってその施設の建物があるような状態になっております。

また、南側は山林になっておりまして、こちら急な斜面になっているのですけれども、その山林の南にわたる県道のほうが通っているというような状況になっています。

また、西側なののですけれども、こちらは公図上、細い道が入っているのですけれども、実際はほとんどもう道の見えないような状態なののですけれども、道を挟んで山林となっております。北側については、幾つか畑の筆があるのですけれども、こちらについては、耕作されていないか、現在はもう山林の状態となっているというような状況となっております。

続いて、4枚目をご覧ください。こちらも縦にして見ていただきたいのですけれども、こちらは土地利用計画図でございます。太陽光パネルは、この四角い細かく並んだものになるのですけれども、パネルの枚数は2,548枚、契約発電量は630キロワットでございます。高圧の発電施設となっております。造成は、整地程度になっておりまして、その斜面を使って太陽光パネルを設置する計画となっております。雨水の処理については、基本的には自然浸透ということなののですけれども、のみ込めなかったオーバーフロー分の対応として、図面の南側、低いところになるのですけれども、こちらのほうに素掘りの貯留池を設置しまして、そこに水がたまるように。ためて浸透させるという計画となっております。また、申請地の周囲にはU字溝を敷設しまして、外に出る分をそのU字溝に落として、そこから貯留池のほうに流していくというような設計になっておりまして、周囲に雨水を出さないというような計画となっております。

また、図面見て、ご覧のとおり、真ん中あたりに古墳があるのですけれども、こちらについては、文化財保護課との協議によりまして、既に文化財の試掘を行っておりまして、問題ないということで文化財保護課から回答を得ているというような状況になります。また、古墳を避ける形でパネルを設置するという事で協議が済んでいるということで伺っております。

また、関連案件の筆になるのですけれども、西側にキュービクルと書かれたところがありますけれども、そちら北側のところ、一時転用と赤く書いてあるところなのですけれども、そちらのほうに関連案件の筆になりまして、こちらの工事のための資材置き場と工事用の車両置き場の計画で提出されております。また、こちらの筆は農振農用地になりまして、今回については一時転用の申請となっております。現在、こちらの筆については農振除外の申請が出ておりまして、工事が完了して農地として復元した後は、露天駐車場で使いたいという計画で除外の申請が出ております。

次のページをご覧ください。こちら横でご覧いただきたいのですけれども、一番上が北から南の貯留池までの断面図になるのですけれども、北から南に向かって下がって行って、一番低いところで貯留池で水をためるというような計画となっております。

最後のページをご覧ください。真ん中が太陽光の立面図になるのですけれども、一番低いところで1メートル、高いところで5メートルの太陽光パネルを設置する計画となっております。

以上、簡単ではございますけれども、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査班長より報告をしていただくわけですが、今回は4班ですので、岸班長さんから報告をお願いします。

○18番岸委員 現地調査報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表者と代理人の計2名の出席でした。

質問1 申請地の東側は、隣にある福祉施設と接していますが、太陽光パネルの設置や工事について事前の説明はしているのですか。

回答 福祉施設とは隣合っていますので、境界の確定など何度も話し合いを行っています。また、図面を使っての事業説明もしています。

質問2 福祉施設は申請地より一段下がっていますので、雨水が流れ出たり、土砂が崩れたりしないようにしてください。

回答 そうした被害が出ないように、雨水の計算を行った上で申請地の周囲にU字溝を設置し、最終的に貯留池で浸透させる計画です。申請地より外に水が出ないように設計しています。

質問3 申請地内には古墳がありますが、今後の管理については、土地を取得する法人が行っていくのですか。

回答 古墳については、太陽光パネルと一緒に管理していく予定です。事前に市の文化財保護課と協議しており、パネルを古墳から1.5メートル離します。古墳の間にはフェンスは設置せず、一体的に草管理します。また、現在、古墳にある木は発電に影響があるため伐採します。

質問4 市内でほかに太陽光発電を行っているところはありますか。

回答 弊社では太陽光発電の施工を主に行っています。また、住宅用のものを県内で約4,000軒、野立てのものを市内で4カ所、県内で25カ所の施工をしました。

質問5 太陽光発電の工事では、造成中に土砂や水の流出の事故が起きる場合があります。そのようなことがないようにお願いします。

回答 工事については、南側の貯留池の低いほうから行っていき、そのような事故が起きないように気をつけます。万が一のことがあれば、早急に対応いたします。

以上のような質疑応答がございました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

この古墳の伐採というのは、例えば神社とかでもあれだけれども、ここにもちゃんと許可申請して伐採するのだろう。いいのかい、こうやって切っちゃって。

○事務局 古墳の伐採といいましても、普通に生えてしまった木でございまして、特にその木が、例えば市の指定を受けて切ってはいけないものとか、そういうものではございませんので、普通に伐採して構わないものになります。

○会長 こちらまで責任問われたら困る。

○事務局 そうですね。

○会長 はい、そうか。

皆さんのほうからございますでしょうか。

なければ、では、皆さんにお伺いします。ナンバー1について、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、ナンバー2に移ります。

それでは、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございまして、こちら一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年8月1日から平成32年7月31日までの2年間となっております。

それでは、別添の農地法第5条許可申請審議資料ナンバー2をご覧ください。

1枚目をご覧ください。1枚目は位置図でございまして、図面中央よりやや上側の赤枠で囲まれた箇所が申請地でございまして、高崎市金井原野球場より北東に500メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が案内図でございまして、こちらにつきましては、ホッチキスどめをしている上側が北側となりまして、近隣に小規模な集落がございまして、本申請地を含め、周辺の農地は農振農用地でございまして。

1枚おめくりください。こちら3枚目と次の4枚目が公図の写しでございまして、こちらにつきましても、ホッチキスどめをしている上側が北側となります。申請地の周囲につきましては、公道に囲まれた一画地でございまして、2枚目が申請地の西側を示したものでございます。

2枚おめくりいただきまして、5枚目が土地の利用計画図でございまして、こちらにつきましては、ホッチキスどめをしているほうが左側でございまして、申請地の黄色で色塗りされた部分が今回の掘削予定地でございまして、南西側の1カ所を出入り口といたします。掘削につきましては、申請地の東側から表土を10センチはぎ、西側に向かって順次黒土を採取する計画でございまして。

申請地の現状は、北から南へ、西から東へ向かって傾斜しておりまして、申請地のうち最も高い北側と西側で最大1メートル掘削いたしまして、申請地全体が平らになるように掘削する計画でございまして。

ざいます。なお、北側と西側につきましては、道路よりも低く法面となりますが、45度の角度で法面といたしまして、崩落などにより申請地の周囲に影響の出ないように施工するという計画でございます。

また、工事中につきましては、申請地西側に表土の仮置き場を設けまして、事業終了後にはそちらのほうに保管しておいた表土を用いて農地への復元を行う計画でございます。

図面の緑色の部分につきましては、幅1メートルの土地の形状を保全する区域でございまして、こちらにつきましては現状のまま掘削はしないとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、こちら6枚目と次の7枚目が横断図でございます。前の土地の利用計画図と合わせてご覧いただければと思います。各横断図につきましては、左側が土地利用計画図の北側となっております、右側が南側となっております。なお、図面中のCと表記されているのが各地点ごとの黒土採取量でございます。こちら、一番上の横断図につきましては、申請地の西の端の保全区域でございまして、その下の2番目の横断図がそこから2.8メートル東へ移動した箇所のもとなっております。その後につきましては、西から東へ10メートルごとの地点を示したものとなっております。また、申請地全体の黒土採取予定量につきましては、合計で1,516.05立米となります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは岸委員さんにご報告をお願いします。

○18番岸委員 ナンバー2についての事前調査報告をさせていただきます。

農地法第5条許可申請審議ナンバー2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は、代理人1名の出席でした。

質問1 採取した黒土は、どのように使われるのですか。

回答 公共工事に使用したり、販売店に卸したりいたします。

質問2 黒土の採取後、申請地をどのように使う予定ですか。

回答 土地の所有者が畑として耕作する予定です。

質問3 農地への復元方法をお聞かせください。

回答 申請地は、現在、南側と東側に向かって傾斜しています。高くなっている北側と西側の土をとり、土地全体を平らにします。また、表土として黒土を10センチほど戻す予定です。

質問4 北側と西側については、高さ1メートル、角度45度の法面ができることになっていますが、崩れることがないようにしてください。また、申請地は全体的に低くなるため、雨水が申請地に流れ込み、水浸しになることはありませんか。

回答 もともと北から南に傾斜している地域のため、雨水の流れは、申請地の西側の道を南に向

かって流れます。周辺の土地についても、ゲリラ豪雨で水浸しになったということは聞いていません。

質問5 掘削の深さの最大1メートルとのことですが、採算は合いますか。事業計画のとおり、1メートルより深く掘らないようにしてください。

回答 採取量については、簡単な調査はしていますが、採算に合うかは実際に掘ってみないとわかりません。ただ、1メートルより深く掘ってしまうと申請地が窪地になってしまうため、事業計画のとおり行います。

質問6 周辺道路は狭いので、工事車両の運転手には農耕車への配慮をお願いします。また、万が一、道路などを傷つけた際には早急に対応をお願いします。

回答 はい。そのように伝えます。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

なければ皆様にお伺いします。

許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、皆さんにお尋ねします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借、宅地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという分家住宅の申請でございます。こちら宅地196.89平米と一体利用の申請でございます。なお、本案件は、既に農地以外での使用が確認されているため始末書が添付されております。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、先にご審議いただきました議案書5ページ、ナンバー1の計画変更申請の関連案件でございます。

9番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、先にご審議いただきました議案書3ページ、ナンバー1の許可取消願の関連案件でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら山林213平米と一体利用の申請でございます。

13番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

14番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは、先にご審議いただきました計画変更申請、ナンバー2の関連案件でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は使用貸借、自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅での申請でございます。

17番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく通勤に便利な申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく通勤に便利な申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、両親と同居しているが自己用住宅を持ちたく実家近くの申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。また、現地には届けのない農機具小屋があるため、始末書が添付されております。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、所有地の排水路用地として隣接する申請地を買い受けて使用したいとい

う排水路用地の申請でございます。なお、既に排水路として使用されているため始末書が添付されております。

23番 契約内容は使用貸借、妻の実家で生活しているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定がございまして、第一種低層住居専用地域でございます。

24番 契約内容は売買、自宅で商店を営んでいるが駐車場がないため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

25番 契約内容は使用貸借、中古車販売業を営んでおり作業場を建築し、また中古車置き場が不足しているため申請地を父から借り受けて使用したいという作業場及び露天駐車場の申請でございます。なお、宅地547.60平米と一体利用の計画でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の伯父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら現地の調査をしたところ、既に一部通路用地として使われておりましたので、始末書がその後提出されております。

27番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備設置のため申請地を借り受けて工事用の資材置き場として一時利用したいという露天資材置き場の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございまして、転用期間は平成30年8月1日から平成30年12月31日まででございます。なお、こちら個別の案件である5条申請、ナンバー1の関連案件でございます。

28番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため隣地である申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、所有する土地への進入路が狭いため申請地を買い受けて通路用地として使用したいという通路用地の申請でございます。なお、用途指定区分があり、準住居地域でございます。

31番 契約内容は売買、倉庫用地の通路及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地及び露天駐車場の申請でございます。なお、是正申請のため始末書が添付されております。

32番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため実家に隣接する申請地を伯父より買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、用途指定区分があり、第一種住居地域でございます。

34番 契約内容は贈与、庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが

判明したため是正したいという庭用地の申請でございまして、宅地353.60平米と一体利用でございます。なお、用途指定区分があり、第一種中高層住居専用地域でございます。また、是正申請のため始末書が添付されております。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく妻の実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちら、先にご審議いただきました議案書6ページ、ナンバー3、ナンバー4の計画変更の関連案件でございます。

40番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

41番 契約内容は売買、所有する土地に進入路がないため申請地を買い受けて使用したいという通路用地の申請でございます。なお、雑種地662平米と一体利用の計画でございます。また、以前から非農地として利用していた経緯があったため、始末書が添付されております。

42番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林210.89平米と一体利用の計画でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちらの地域につきましては、用途指定区分がございまして、第一種住居地域でございます。

45番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら、宅地399.68平米と一体利用の申請でございます。

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、こちらにつきましても、用途指定区分の第一種中高層住居専用地域でございます。

47番 契約内容は売買、資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないこ

とが判明したため是正したいという資材置き場の申請でございまして、用途指定区分の第一種中高層住居専用地域でございます。なお、既に資材置き場としての利用がされているため始末書が添付されております。

48番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました、議案書7ページ、ナンバー5番の計画変更申請が関連でございます。

49番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

50番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、本案件につきましては、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書7ページ、ナンバー6の計画変更申請が提出されております。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては48件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 48件ということで件数がありましたけれども、それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第6号です。

議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税猶予に関する適格者証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について。

1番 申請人は被相続人の長男でございまして、相続開始年月日は平成29年9月17日でございます。なお、6月26日に中沢幸子農業委員さんと現地調査を実施し、問題なく耕作されていることを確認いたしました。耕作に必要な機械につきましても、問題はありませんでした。また、本申請地の3筆のうち1筆が特定貸付に該当しております。特定貸付といいますのは、納税猶予地内であっても、ほかの農業者に貸し付けのできる制度となつてございまして、そのため経営状況欄の面積を見ていただきますと、納税猶予を受ける農地が自作地と貸付地の両方に含まれております。また、さらに、本申請地の面積49アールを引いていただきますと、残る面積が今回納税猶予を受けない農

地となります。

簡単ではございますが、説明を終わりにいたします。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願は、1件でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、皆様、質疑をお受けいたします。

ないですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、適格として証明することにいたします。

次、議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 農地法関係非農地証明願について。

1番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー1の説明がございました。ここは、箕郷車郷地域ですので、地域担当の生方委員から報告をお願いします。

○16番生方委員 地元の委員ということで、6月15日に推進委員の島方さんと事務局も一緒に現地調査へ行ってまいりました。それで、この土地も20年来、耕作されていないということで、申請地は完全に周りの山と一体化され、山林になっていると。そういう現状でございます。これを農地に戻すことは、これは不可能だなと。そんな中で調査してまいりました。各委員さんの慎重審議をよろしくお願いいたします。

○会長 以上のような報告が地域担当よりございました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

2番 現況地目、原野。非農地としての理由、原野化して既に20年以上経過しており農地として

利用できないためでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー2の説明が終わりました。ここも箕郷車郷地域ですので、生方委員から報告をお願いいたします。

○16番生方委員 この件も、私どもの地域の案件になります。これが6月4日にやっぱり私と島方推進委員さんと事務局の皆さんと行ってまいりました。これも、ここに書いてあるように、原野化して既にもう20年以上経過しているようなところで、ここを農地に戻すことは不可能かなど。それで、現地は狭小で、かつ傾斜がある土地で農地としての形態はとどめていないことに加え、竹が進入して生えております。そして、原野化して、今後農地としての利用は認められない土地であることを確認してきた次第でございます。この案件に対しても、慎重審議よろしくお願いいたします。

○会長 生方委員のご報告が終わりました。

それでは、これより審議に移ります。

皆様より質疑をお受けします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 現況地目、山林。非農地としての理由、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー3の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告ですけれども、ここは榛名室田地域ですので、石井多加志委員から報告をお願いします。

○19番石井委員 現地確認をさせていただいたのですが、去る6月14日。事務局のお二人と地域の推進委員、西山康雄さん、そして私、4人で現地を見させていただきました。同じく、ヒノキ、それから杉の木、それからもうどうにもならないほど山林化した状態でございます。もう耕作をする状態ではなかったということを確認をさせていただきました。慎重審議をひとつよろしくお願いいたします。

○会長 石井担当委員からの報告が終わりましたので、審議に入ります。

皆さんより質問をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第8号に移ります。

議案第8号 調査班長及び副班長の互選についてということで、高崎市農業委員会調査班設置要

綱第3条の規定により、調査班ごとの班長及び副班長は互選により定めるとあります。このことについて事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第8号 調査班長及び副班長の互選について。

調査班長及び副班長の互選についてご説明をさせていただきます。資料につきましては、本日お配りいたしました「高崎市農業委員会調査班」という班の名簿、参考といたしまして、「高崎市農業委員会調査班設置要領」、そちらの2枚をご用意いただければと思います。

先ほど読み上げましたとおり、高崎市農業委員会調査班の設置要領第3条の規定によりまして、調査班ごとの班長及び副班長は互選により選任を求めるものでございます。

なお、また班長に選任をされました委員様につきましては、高崎市農業委員会の運営委員会の構成委員も兼任することとなりますので、ご了承いただきたいと思っております。

ここで改めまして、運営委員会の概要をご説明をさせていただければと思います。先ほど別紙でお配りしております高崎市農業委員会調査班の設置要領の裏面のところの一番下に参考という形でお示ししてありますので、そちらの「参考」の枠の欄を見ていただければと思います。

まず、運営委員会の役割の概要でございますが、まず目的といたしまして、農業委員会の適正かつ円滑な運営を図るというものでございます。構成委員につきましては、農業委員会長、あとは会長職務代理者、各調査班長、あと農業委員会の事務局の管理職でございます。任期につきましては、職務に在任する期間となります。また、事務につきましては、掌握事務ということになりまして、①、総会に付議すべき条例、規定等に関する審議を検討するというものと。②、総会で決定された事項の推進。③、関係機関団体との連絡等に関することなどとなります。

以上で説明を終了いたします。各班での選任をよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査班ごとに分かれていただいて、班長、副班長を決めていただきます。その間、休憩しますけれども、決まりましたら事務局のほうへ報告をお願いいたします。

それでは。

休 憩

再 開

○会長 それでは、決まったようですので、再開いたします。

それでは、決まった結果を事務局より発表してください。

○事務局 それでは、各班の班長、副班長について、私のほうから発表をさせていただきたいと思っております。

まず、調査班の1班でございます。班長に津久井一義委員さん、副班長に石井多加志委員さんで

ございます。

続きまして、2班でございます。2班でございますが、班長に寺崎正親委員さん、副班長に乾隆明委員さんでございます。

続きまして、3班でございます。班長に飯塚大輔委員さん、副班長に新井元委員さんでございます。

4班でございます。班長に大河原藤雄委員さん、副班長に中沢幸子委員さんでございます。

以上でございます。

○会長 班長、副班長が今事務局より発表をしていただきました。今の発表のとおりで皆さんよろしいか、それでは伺います。いいですか。

班長、副班長になられた方、よろしいでしょうね。

では、今の報告どおりでよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

では、班長さん、副班長さん、班長さんが出られないときは副班長さんが調査班長になってやっていただくわけです。1年間ですけれども、よろしく願いいたします。来月から第1班から始まります。年にあれですよ、4班だから3回かな。

○事務局 そうですね。はい。

○会長 3回だけですから、よろしく願いいたします。

それでは、班長、副班長のほうは、きょうはこれで終わります。

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項第1号から第5号までの事務局、報告をお願いいたします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は駐車場、用途指定区分は第一種低層住居、ほか7件、計8件の4条届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第一種中高層住居、ほか19件、計20件の5条の転用届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか3件、計4件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため通知を受理いたしております。

報告第4号 農地法関係競売農地の許可について。

1番 契約内容は競売、申請の理由につきましては、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕

作したいというものでございます。許可日につきましては、平成30年5月31日付で許可書を交付しております。

報告第5号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

1番につきましては、こちらは5月の総会で許可相当としていただいた案件でございますが、開発指導課の事前協議と調整をしております、交付を保留していたものでございます。そちらの調整が整いまして、平成30年5月31日付で許可書を交付しております。

また、2番からにつきましては、先月の総会におきまして、許可相当としていただいた案件でございます。4条が13件、5条が34件ございました。また、そのうちのナンバー17番、こちらが3,000平米を超える案件でございます、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取して、その結果、転用許可、申し分ないということで回答をいただいております。あと、その他の案件につきましても、他法令の確認がとれまして、平成30年6月22日付で許可書を交付しております。

報告につきましては、以上でございます。

○会長 報告事項が終わりましたので、続きまして申合せ事項に移ります。

申合せ第1号 平成30年度情報活動の推進に関する申合せについて。このことについて、事務局、説明をお願いします。

○事務局

申合せ第1号 平成30年度情報活動の推進に関する申合せについて。

議案書は42ページでございます。本申合せにつきましては、農業委員会法の中で農業委員会として果たすべき役割の一つとして位置づけられている情報活動の推進に向けての申合せでございます。中でも活動の中心となっている全国農業新聞の普及拡大、こちらにつきましては、5月30日に開催されました全国農業委員会会長大会の決議を尊重いたしまして、これまでと同様に委員さん1人につき新規に2人以上の購読者の確保を目標としております。

それでは、朗読させていただきます。

申合せ第1号

平成30年度情報活動の推進に関する申合せ

情報活動の推進は、農地利用の最適化の推進とともに農業委員会法に位置づけられた農業委員会として取り組むべき重要な活動であり、農業者への情報提供や関係行政機関等への農業委員会の意見を提出するための媒体として、不可欠なものとなっている。

よって、農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるよう農業者等に対する情報活動を一層強化するため、下記事項をここに申し合わせ決議する。

記

1、「農家の友」など農業委員会の情報発信を強化する。

2、農業委員会ネットワーク機構の組織紙である「全国農業新聞」の普及推進を図り、農業委員

及び農地利用最適化推進委員の各1人が新規に2部以上の購読者の確保に努める。(拡大目標部数389部)

3、「全国農業図書」の普及推進を図る。

平成30年7月5日。高崎市農業委員会総会。

新聞の普及拡大に向けての活動につきましては、来月8月8日の農地パトロールの説明会の際に、購読者確保用の資材等をご用意させていただきますので、それ以降、普及推進のための活動にお取り組みをいただく予定となっております。

事務局からの説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、皆さん方よりご意見ご質問等ございましたらお願いたします。

なければ、原案のとおり申合せといたしますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、その他に移ります。

事務局、何かほかございますか。

○事務局 ございません。

○会長 それでは、長い時間ご苦労さまでございました。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第13回農業委員会総会を終了といたします。
ご苦労さまでございました。

午後 3時20分 閉会